電子提供措置の開始日2026年11月４日

第39回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

トピックス
事業報告
　対処すべき課題
　財産及び損益の状況
　使用人の状況
　主要な借入先の状況
　株式の状況
　新株予約権等の状況
　社外役員に関する事項
　会計監査人の状況
会社の体制および方針
連結計算書類
　連結貸借対照表
　連結損益計算書
　連結株主資本等変動計算書
　連結注記表
計算書類
　貸借対照表
　損益計算書
　株主資本等変動計算書
　個別注記表
連結計算書類に係る会計監査報告謄本
計算書類に係る会計監査報告謄本
監査等委員会の監査報告謄本

（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

株式会社ジンズホールディングス

JINSの39期トピックス（グローバル）

2026.04

台湾 100 店舗を達成



2015 年に進出した台湾において 100 店舗を達成。出店加速によって市場シェア拡大を図るとともに、社会貢献活動も積極的に実施。サービス評価アワード「台湾サービス業大賞」で 6 度目の金賞を受賞するなど、お客さまからの高い信頼も獲得。

2026.07

台湾 病院内に「JINS 新營醫院店」オープン



衛生福利部新營醫院内に店舗をオープン。病院利用者や地域住民をはじめ、医師や看護師など病院職員にサービスを展開。医療機関との連携を図りながら、地域医療への貢献も目指します。

JINSの39期トピックス（グローバル）

2025.11

世界 8 地域目となるベトナムに進出、東南アジア展開を強化



高い経済成長率を誇るベトナムに進出。ホーチミン中心地に佇む、象徴的な施設「サイゴンセンター」に 1 号店となる旗艦店がオープン。同月には 2 号店、3 号店もオープンしました。

2026.07

フィリピン共和国の店舗を直営化し、さらなる事業拡大を図る



フィリピン共和国では 2018 年に進出以降、フランチャイズ事業として展開してきました。今回、事業譲受により全 9 店舗※を直営化。これにより現地での迅速な事業拡大を図ります。

※ 2026 年 8 月末時点

JINSの39期トピックス（旗艦店）

2026.03

初のグローバル旗艦店「JINS銀座店」オープン



アイウエア事業25周年の節目に、銀座・中央通りに「JINS銀座店」が誕生。日本発のクリエイティビティと革新を世界へ発信する拠点として、訪れるたびに新しい発見がある唯一無二の体験を届けます。

2026.04

ぜんぶ、ここにある。世界最大※の旗艦店「JINS新宿店」



東京・新宿三丁目交差点に全3階の「JINS新宿店」が誕生。コンセプトは「ぜんぶ、ここにある。」。日本のアイウエア文化の発信拠点として、JINS最大の商品ラインアップと最先端のサービスを備え、ブランドの全てを表現。

※海外含むJINS全店舗中、店舗面積が最も広い。JINS新宿店の店舗延床面積は約1,000㎡

JINSの39期トピックス（商品・サービス）

2026.05

プロスケートボーダー・堀米雄斗選手とパートナーシップ契約締結



価値観やカルチャーの境界を越えて第一線で活躍し続ける堀米選手とパートナーシップ契約を締結。堀米選手が出演する、アクティブシーンに特化した「JINS SPORTS」のプロモーションムービーも公開しました。

2026.06

お子さまのメガネ選びに寄り添う専用サポート体制



お子さまに最適なメガネを提供するための専門知識と技術を習得した、JINS 独自の資格「リトルキッズマイスター」制度を開始。「リトルキッズマイスター」のサポートが受けられる「来店予約サービス」や、眼科医監修の未就学児向けフレームも展開開始。

事業報告

対処すべき課題

当社グループの中長期的な経営戦略達成のための優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

1.イノベーティブなプロダクト開発の強化



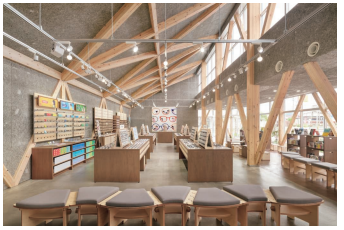
当社グループは、「JINS HOME」や「JINS360°」をはじめとする機能性とファッション性を両立した高付加価値商品の開発を進めてまいりました。しかしながら、激化する市場環境においては商品差別化の迅速な維持・更新が不可欠であります。
今後は、お客様との双方向コミュニケーションを通じて潜在ニーズを的確に捉えるとともに、研究開発体制の強化と迅速な商品企画サイクルの確立を図り、知的財産権の獲得を重視し独自の競争優位性を備えた革新的なプロダクトを安定的かつ継続的に提供してまいります。

2.サプライチェーンの再構築



当社グループは、商品のデザイン・企画を自社で行う一方、製造面では特定の海外地域への依存度が高く、地政学リスクや為替変動、原材料価格の高騰等に対する調達の安定性が重要な課題となっております。
このリスクに対応するため、生産拠点の多国籍化・分散化を加速し、強固な調達基盤を構築してまいります。

3.持続的な店舗展開の推進



当社グループは、商業施設や駅ビル、郊外ロードサイドなど立地の多様化を進めてまいりました。今後の更なる業容拡大に向けては、出店地域の特性や多様化するお客様の購買スタイルに応じた、高効率かつ高生産性な店舗ネットワークの構築が不可欠であります。
各グローバルエリア・地域の市場成熟度に応じ、未出店地域や郊外ロードサイドへの積極出店と、既存エリアにおけるドミナント戦略の最適化を推進いたします。あわせて店舗体験（CX）の向上とスクラップ＆ビルドを含む店舗資産の最適化を図り、収益性の高い店舗基盤の確立を目指してまいります。

4.雇用環境の変化への対応



当社グループを取り巻く環境では、構造的な労働人口減少や人件費の上昇が続いており、事業拡大やデジタル変革（DX）を牽引する多角的な人材の育成が最重要課題の一つとなっております。

エンゲージメント向上に向けた就労環境の整備を進めるとともに、店舗および本部オペレーションの自動化・省力化を推進し、多様な人材が活躍できる環境整備と1人当たり生産性の最大化に取り組んでまいります。

5.デジタル化の推進



当社グループは、ECサイトや公式アプリを通じたマルチチャネル化を推進してまいりました。技術革新に伴い購買行動が変化する中、店舗とデジタルをシームレスに融合させた新たな購買体験の提供が求められています。

商品選択・視力測定・決済・受取までの顧客接点においてAIや先端デジタル技術を活用し、利便性を飛躍的に高めてまいります。併せて、本部におけるサプライチェーン管理・業績予測・在庫最適化へのシステム投資を加速し、グループ全社の業務効率化と経営データのリアルタイム活用による企業価値向上を図ります。

6.グローバル展開の推進



当社グループの中長期的な持続的成長において、グローバル事業の拡大とガバナンス体制の強化は不可欠な成長エンジンであります。

既存進出エリアにおけるブランド地位の確立と収益性強化を図るとともに、新規市場への進出においては、各国の法規制・市場環境・文化に対応したビジネスモデルの構築を進めます。さらに、グローバル本社機能の強化や現地人材の登用を通じ、海外展開を迅速に推進する体制を整備してまいります。

7.サステナビリティ活動の推進



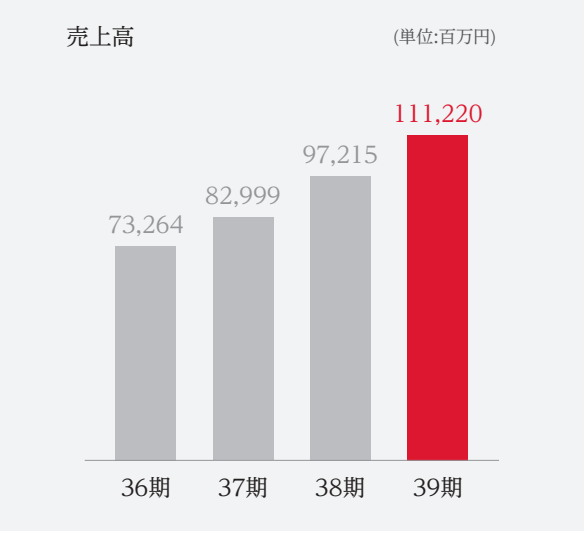
当社グループは、「Magnify Life – まだ見ぬ、ひかりを」というビジョンのもと、「アイウエアを通して、未来の景色を変えていく。」というサステナビリティ・ステートメントを掲げ、事業を通じた持続可能な社会への貢献と中長期的な企業価値向上を両立させてまいります。

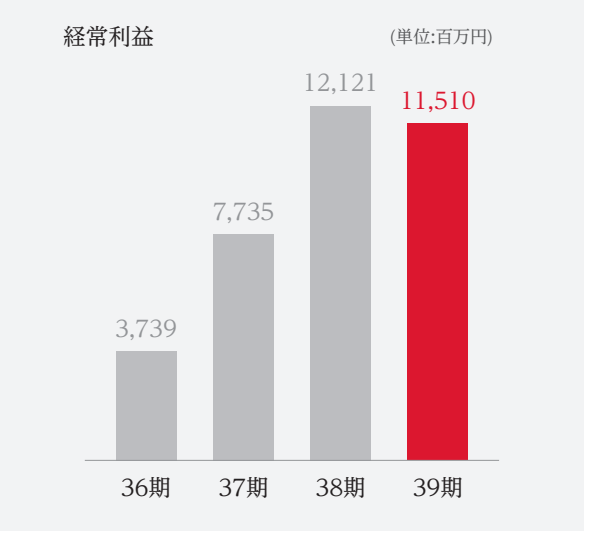
「環境への配慮」「人的資本の最大化と人権の尊重」「社会への貢献」「安心の製品とサービス」「ヘルスケア・イノベーション」「健全なガバナンス」の６つの重点領域（マテリアリティ）に基づき、ESG（環境・社会・ガバナンス）課題への対応を経営戦略と一体不可分として推進し、ステークホルダーの皆様の期待に応えてまいります。

財産及び損益の状況

区　分	36期 （2023年８月期）	37期 （2024年８月期）	38期 （2025年８月期）	39期 （2026年８月期）
売上高（百万円）	73,264	82,999	97,215	111,220
経常利益（百万円）	3,739	7,735	12,121	11,510
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	1,762	4,671	8,330	7,797
１株当たり当期純利益（円）	75.50	200.17	356.89	334.00
総資産（百万円）	44,863	54,045	57,866	68,409
純資産（百万円）	21,779	25,593	31,742	37,329
１株当たり純資産額（円）	933.14	1,096.57	1,359.91	1,598.81

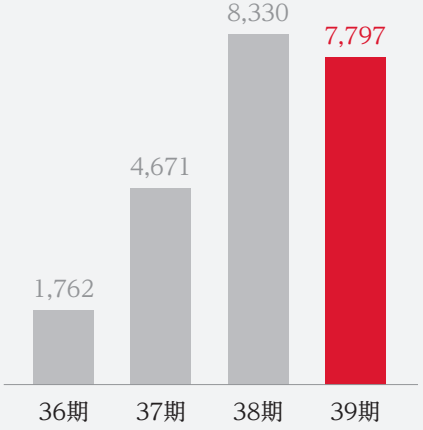
財産及び損益の状況の推移グラフ





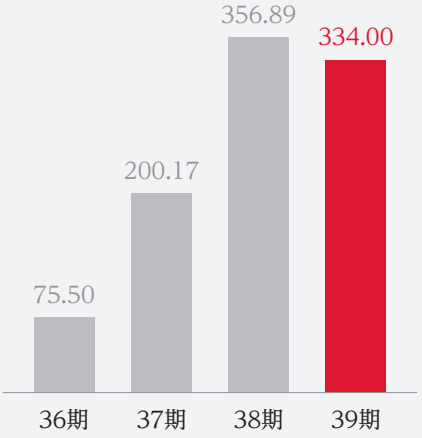
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)



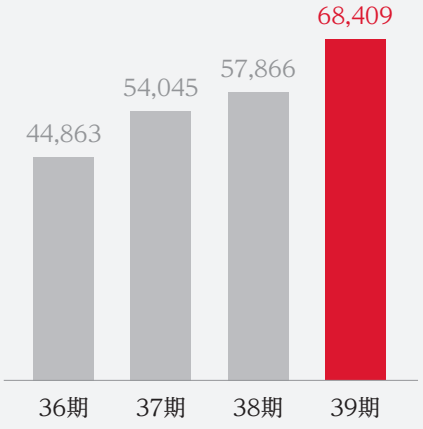
1株当たり当期純利益

(単位:円)



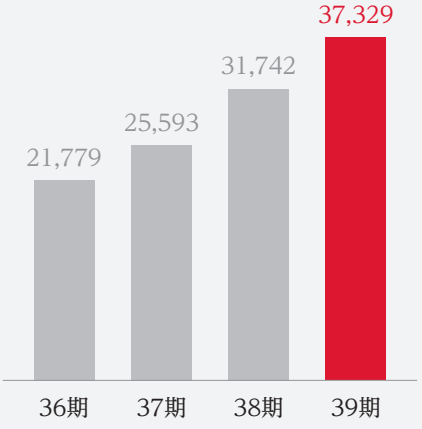
総資産

(単位:百万円)



純資産

(単位:百万円)



使用人の状況（2026年８月31日現在）

【企業集団の使用人の状況】

使用人数	前連結会計年度末比増減
4,047名 [　2,283名　]	376名増 [　418名増　]

(注) 1．使用人数は就業員数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2．使用人数欄の［外書］は、臨時従業員（１年以下の有期雇用契約者である準社員、契約社員及びアルバイト、並びにパートタイマー（１日8.0時間換算））の年間平均雇用人員数であります。
3．使用人数が前連結会計年度末比で376名増加していますが、主として店舗数の増加によるものであります。

【当社の使用人の状況】

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
66名 [　12名　]	2名増 [　2名増　]	43.0歳	7.9年

(注) 1．使用人数は就業員数であり、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
2．使用人数欄の［外書］は、臨時従業員（１年以下の有期雇用契約者である準社員、契約社員及びアルバイト、並びにパートタイマー（１日8.0時間換算））の年間平均雇用人員数であります。

主要な借入先の状況（2026年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,622百万円
株式会社三井住友銀行	2,579百万円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況 （2026年８月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

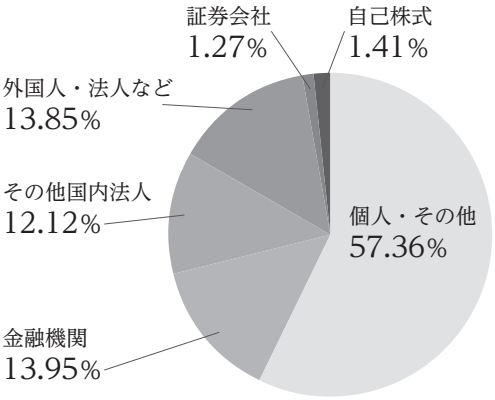
73,920,000株

(2) 発行済株式の総数

23,980,000株 （自己株式340,248株を含む）

(3) 株主数

38,036名



(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
田中　仁	8,104,786株	34.28%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,700,500株	7.19%
合同会社マーズ	1,200,000株	5.08%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	778,400株	3.29%
株式会社ジュピター	600,000株	2.54%
株式会社ヴィーナス	600,000株	2.54%
上遠野　俊一	346,600株	1.47%
株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）	291,616株	1.23%
ＳＴＡＴＥ ＳＴＲＥＥＴ ＢＡＮＫ ＡＮＤ ＴＲＵＳＴ ＣＯＭＰＡＮＹ５０５３０１	290,706株	1.23%
東京中小企業投資育成株式会社	280,000株	1.18%

(注) １．日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数1,700,500株は、信託業務に係るものであります。なお、これらの内訳は、年金信託設定分29,600株、投資信託設定分353,400株、その他信託設定分1,317,500株となっております。
２．株式会社日本カストディ銀行の持株数778,400株は、信託業務に係るものであります。なお、これらの内訳は、年金信託設定分110,300株、投資信託設定分618,500株、その他信託設定分49,600株となっております。
３．当社は「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が当社株式291,616株を所有しております。株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。
４．役員である田中仁氏の所有株式数は、当社役員持株会における持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
５．持株比率は自己株式（340,248株）を控除して計算しております。

新株予約権等の状況 （2026年８月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

社外役員に関する事項

【他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係】

区分	氏名	兼職先及び兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	古谷 昇	有限会社ビークル　代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		サンバイオ株式会社　社外取締役	
		トグルホールディングス株式会社　社外取締役	
	國領 二郎	めぶくグラウンド株式会社　社外取締役	当社は、同社に出資をしております。
		クオン株式会社　社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社Hacobu　社外取締役	
		共愛学園前橋国際大学副学長 共愛学園前橋国際大学デジタル共創研究センター長 共愛学園前橋国際大学デジタル共創学部教授	
		慶應義塾大学名誉教授	
	林 千晶	株式会社飛騨の森でクマは踊る　取締役会長	
		株式会社ハチハチ　代表取締役	
		株式会社Q0　代表取締役社長	
		生活協同組合コープさっぽろ　理事	
		公益財団法人日本デザイン振興会　理事（非常勤）	

区分	氏名	兼職先及び兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役 (監査等委員)	有村 正俊	株式会社ヤマトテクニカル　監査役	当社は、同各法人の完全親会社であります。
		晴姿（上海）企業管理有限公司　監事	
	大井 哲也	TMI総合法律事務所　弁護士	当社は、同事務所との間で法務顧問契約を締結しております。当社グループが当連結会計年度中に同事務所に支払った報酬総額は同年度の販売管理費の1.0%未満であります。
		株式会社マーケットエンタープライズ　社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。
		テックファームホールディングス株式会社　社外取締役（監査等委員）	
		TMIプライバシー&セキュリティコンサルティング株式会社　代表取締役	
		株式会社イメージ・マジック　社外取締役（監査等委員）	
	太田 諭哉	株式会社スパイラル・アンド・カンパニー　代表取締役社長	
		税理士法人スパイラル　代表社員	

【各社外役員の主な活動状況】

区分	氏名	主な活動状況
取締役	古谷 昇	当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
取締役	國領 二郎	当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
取締役	林 千晶	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	有村 正俊	当事業年度開催の取締役会14回及び監査等委員会14回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	大井 哲也	当事業年度開催の取締役会14回及び監査等委員会14回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	太田 諭哉	当事業年度開催の取締役会14回及び監査等委員会14回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。

(注)　上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が８回ありました。

【責任限定契約に関する事項】

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項が定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。

【社外役員の報酬等の総額】

社外役員の報酬等の総額等	人数：　　６名	報酬等の額：　　60　百万円

(注)　業績連動報酬（ファントムストック）及び非金銭報酬等はありません。

【記載内容についての社外役員の意見】

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ．公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	66　百万円
ロ．公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－　百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66　百万円

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

３．当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項が定める最低責任限度額としております。

会社の体制および方針

・業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は、以下のとおりであります。

1　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、市場からの信認と評価を得られるようにするため、当社、当社の子会社および関連会社(以下、総称して「ジンズグループ」という。)で働く全ての役職員が倫理および法の遵守という視点から主体的に組織の浄化・改善や問題の解決を行うべく制定されたジンズグループ倫理行動指針を基本として各号に定める必要な体制の構築および維持を行う。

① ジンズグループのコンプライアンスに関する課題を専門的に取り扱うコンプライアンス担当部門を設置する。
② 管理本部長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、各部署がコンプライアンスに関する活動状況について適切に報告する体制を整備する。リスク管理委員会委員長は、委員会の内容について３②に定めるガバナンス統括委員会へ定期的に報告する。
③ 従業員等が直接報告および相談する体制として、コンプライアンス担当部門内および外部専門機関内にコンプライアンスホットラインを設置する。コンプライアンスホットラインへの通報は、その内容を守秘し、通報者に不利益な扱いを行わない。
④ 内部監査部門は、社内規程に基づき、業務全般に関し、法令、定款および社内規程の遵守状況、職務の執行の手続きならびに内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役、取締役会および監査等委員会に対し、その結果を報告する。
⑤ 倫理行動規範において、社会秩序の脅威となる反社会的勢力への毅然とした対応、違法行為および反社会的行為との断絶ならびに反社会的勢力に対する一切の利益供与の禁止を宣言し、反社会的勢力との関係排除に取り組む。

2　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を整備、構築および維持する。
① 文書管理規程を定め、これに従い、取締役の職務の執行に関わる情報を、文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録または保存し、管理する。
② 文書管理規程には、保存すべき文書の範囲、保存期間および保存場所その他の文書等の保存ならびに管理の体制について定める。
③ 取締役は、文書等を常時閲覧できるものとする。

3　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に従い、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備、構築および維持する。

① ジンズグループのリスク管理を取り扱う部署は、ガバナンス本部ガバナンス統括部ガバナンス推進課とする。

② 代表取締役を委員長とするガバナンス統括委員会を設置し、各委員会に関する活動状況についての適切な情報収集および検討ならびに対応策の協議および決定を行う体制を整備する。ガバナンス統括委員会の事務局は、委員会の内容について定期的に取締役会および監査等委員会に報告する。

③ 次に定めるリスクにおける事業の継続を確保するため、経営危機対策要領を定め、リスク管理体制を整備する。

(ⅰ) 地震、洪水、事故及び火災等の災害により重大な損失を被るリスク

(ⅱ) 役職員の不適正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク

(ⅲ) 基幹ＩＴシステムが正常に機能しないことにより重大な損失を被るリスク

(ⅳ) (ⅰ)から(ⅲ)までの他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

4　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備、構築および維持する。

① 環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンを定めるため、中期経営計画および単年度の事業計画を策定する。

② 経営計画および事業計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。

③ 執行役員制度の導入により、一部業務執行権限の委譲による取締役の監督機能の強化を図るとともに、取締役会の下に、執行役員等で構成し代表取締役が議長を務める経営執行会議を設置し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行および施策の実施等について審議し、意思決定を行う。

5　当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、ジンズグループの業務の適正を確保するための体制を整備、構築および維持する。

① ジンズグループグローバルガバナンス方針、ジンズグループ海外子会社ガバナンス規程及び関係会社管理規程を制定し、総合的な事業の発展と繁栄を図り、当社の子会社および関連会社(以下、総称して「関係会社」という。)の職務執行が効率的に行われる体制を整備および構築する。

② 関係会社管理規程に従い、管掌責任者および所管部門は事前の相談および報告と合議により関係会社に対する管理および指導を行う。

③ グループ業績に対する重要度の高い関係会社は、当社の取締役、執行役員および当該関係会社経営陣等により構成される経営連絡会において、経営成績その他の重要な事項について、定期的に報告を行う。

④ 関係会社において、経営危機対策要領に定めた災害、事故等が発生した場合、当社は、速やかに対策本部を設置し対応を行う。

⑤ ジンズグループ倫理行動指針と倫理行動規範に加え、ジンズグループ人権方針及びジンズグループ腐敗防止方針をジンズグループの全ての役職員を対象とするものとし、全ての対象者に周知する。

⑥ 内部監査部門は、関係会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。ただし、当社と関係会社との間で締結する契約において、本方針と異なる定めをした場合は、当該契約の定めが優先するものとする。

6　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会が、監査等委員会の運営事務その他の職務遂行につき補助すべき使用人(以下、「監査等委員会補助使用人」という。)の配置を求めたときは、監査等委員会と協議のうえ、速やかに監査等委員会補助使用人を置くものとする。

7　監査等委員会補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

(1)　監査等委員会補助使用人の異動および人事評価については、事前に監査等委員会の合意を得るものとする。
(2)　監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けた監査等委員会補助使用人は、その職務に必要な範囲内において、文書の閲覧および調査場所への立入りその他の権限を有するものとする。

8　取締役（監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及びその他の使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)　取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員は、定期的に職務執行状況を監査等委員会に報告する。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、財務および事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。
(2)　使用人は、監査等委員会に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
(3)　コンプライアンスホットライン担当者は、通報を受けた事項のうち、取締役の職務に関する事項を監査等委員会に伝達する。
(4)　常勤監査等委員は、ガバナンス統括委員会、リスク管理委員会等の会議に出席する。
(5)　当社は、監査等委員会に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、当社において不利な取扱いを受けないことを確保するための制度を整備する。

9　関係会社の役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)　関係会社の取締役、監査役および使用人は、各社に重大な影響を与える事実が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、速やかに当社監査等委員会に報告を行う。
(2)　監査等委員会は、必要に応じて関係会社の取締役および使用人に対し、業務執行内容の報告を求めることができ、また、関係会社の監査役に対し、監査の状況の報告を求めることができる。ただし、当社と関係会社との間で締結する契約において、本方針と異なる定めをした場合は、当該契約の定めが優先するものとする。
(3)　当社は、監査等委員会に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、当社または関係会社において不利な取扱いを受けないことを確保するための制度を整備する。

10　当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査等委員会が職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該請求を処理する。

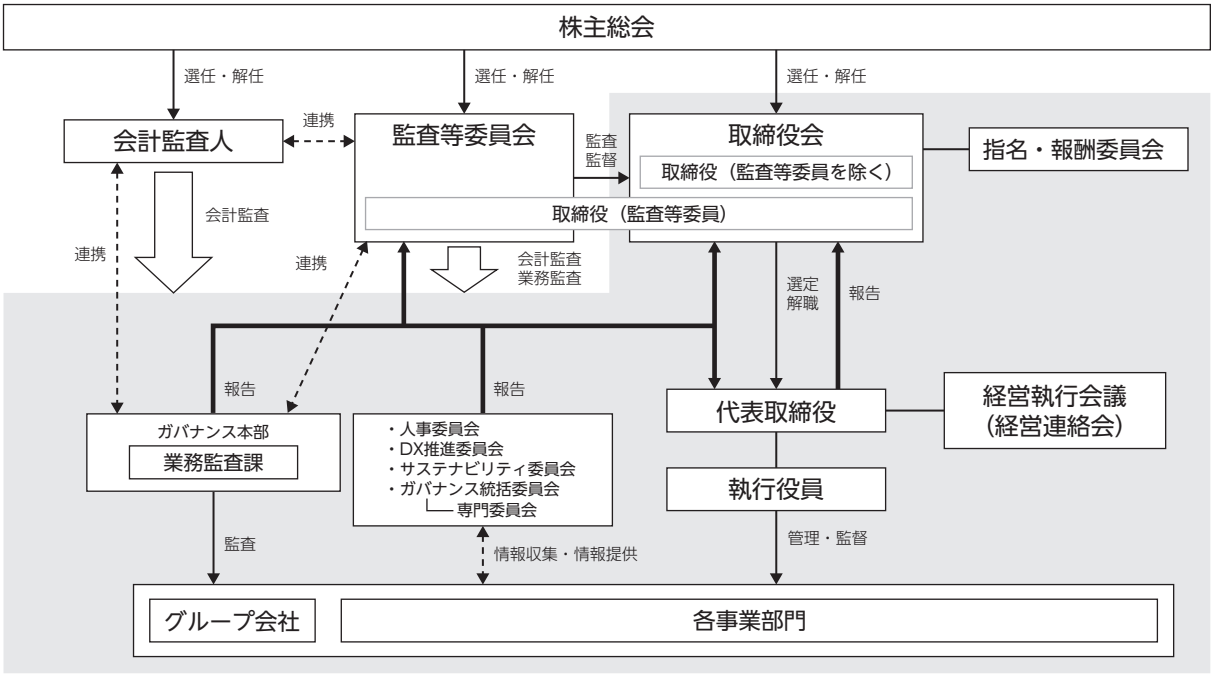
11　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）　取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに関係会社の取締役、監査役および使用人は、監査等委員会の監査に積極的に協力し、業務の実施状況を報告し、その職務に係る資料を開示する。ただし、当社と関係会社との間で締結する契約において、本方針と異なる定めをした場合は、当該契約の定めが優先するものとする。
（2）　監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、情報交換や業務執行状況の確認をする。
（3）　監査等委員会は、必要に応じて会計監査人、弁護士その他の外部専門家に相談のうえ、重要な改善策を取締役会に具申する。

12　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指揮のもと、財務報告に係る内部統制システムの整備および運用ならびにその評価および改善に取り組む。

【体制図】



・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 内部統制システム全般

当社グループ全体の情報を集約し一元化するため、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会及び個人情報委員会といった専門委員会を統括する「ガバナンス統括委員会」を設置しております。また、当社グループ全体の業務の適正を確保するために、海外を含む子会社のリスク管理委員会との情報共有及び意見交換を実施いたしました。

内部統制システム全般の整備・運用状況については、業務監査課が継続的にモニタリングを実施し、改善・強化に取り組んでおります。

(2) コンプライアンス

国内外のリスク管理委員会の運営を通じ、当社グループ全体のコンプライアンスに関する事案の把握及び共有に努めるとともに、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成を推進いたしました。

また、海外子会社からも利用可能なグローバル内部通報窓口を含む当社グループ全体のホットライン制度について、引き続き周知に努め、通報事案については社内各部署、外部専門家と連携し適切な対応を行うとともに、リスク管理委員会において適時に報告を行っております。

(3) リスク管理

リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会及び個人情報委員会は、各子会社と定期的に情報共有と意見交換を行い、当社及び子会社から報告された各種リスクについて対策を検討し、迅速かつ適切な対応を行っております。

(4) 内部監査

業務監査課及びITガバナンス課は、監査基本計画書に基づき当社グループの内部監査を実施しております。

・会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表（2026年８月31日現在）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）
(資産の部)		
流動資産	30,486	28,650
現金及び預金	11,337	11,977
売掛金	8,036	7,968
商品及び製品	7,600	5,838
原材料及び貯蔵品	557	495
仕掛品	133	31
その他	2,820	2,339
固定資産	37,923	29,216
有形固定資産	16,205	12,731
建物及び構築物	13,873	10,796
機械装置及び運搬具	47	34
工具、器具及び備品	1,369	886
リース資産	402	415
建設仮勘定	199	284
その他	312	312
無形固定資産	10,290	5,677
ソフトウエア	8,157	2,415
ソフトウエア仮勘定	2,132	3,261
その他	－	0
投資その他の資産	11,427	10,807
投資有価証券	964	1,623
長期貸付金	1,458	1,364
繰延税金資産	1,697	1,608
敷金及び保証金	6,698	5,913
その他	609	297
資産合計	68,409	57,866

科目	当期	前期（ご参考）
(負債の部)		
流動負債	21,972	21,717
買掛金	4,071	3,178
短期借入金	5,363	5,449
1年内返済予定の長期借入金	5	10
リース債務	133	152
未払金及び未払費用	8,925	7,905
未払法人税等	1,233	2,393
未払消費税等	133	532
契約負債	1,151	927
賞与引当金	275	302
商品保証引当金	355	322
事業構造改革費用引当金	－	43
その他	322	498
固定負債	9,108	4,406
長期借入金	9	14
株式給付引当金	97	153
リース債務	197	103
資産除去債務	1,490	1,321
長期未払金	7,074	2,557
その他の引当金	175	233
その他	64	22
負債合計	31,080	26,124
(純資産の部)		
株主資本	36,631	31,367
資本金	3,202	3,202
資本剰余金	3,201	3,201
利益剰余金	34,231	28,996
自己株式	△4,004	△4,033
その他の包括利益累計額	697	375
その他有価証券評価差額金	59	66
為替換算調整勘定	638	308
純資産合計	37,329	31,742
負債純資産合計	68,409	57,866

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）
売上高	111,220	97,215
売上原価	24,037	21,400
売上総利益	87,182	75,814
販売費及び一般管理費	75,728	63,720
営業利益	11,454	12,093
営業外収益	377	260
受取利息	23	25
為替差益	171	123
補助金収入	45	66
その他	136	45
営業外費用	320	232
支払利息	240	155
和解金	42	－
その他	37	77
経常利益	11,510	12,121
特別利益	－	442
投資有価証券売却益	－	442
特別損失	1,083	936
固定資産除却損	276	282
減損損失	741	221
店舗閉鎖損失	26	27
投資有価証券売却損	17	－
投資有価証券評価損	22	405
税金等調整前当期純利益	10,426	11,628
法人税、住民税及び事業税	2,670	3,515
法人税等調整額	△41	△217
当期純利益	7,797	8,330
非支配株主に帰属する当期純利益	－	－
親会社株主に帰属する当期純利益	7,797	8,330

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2025年９月１日　残高	3,202	3,201	28,996	△4,033	31,367	66	308	375	31,742
当期変動額									
剰余金の配当			△2,505		△2,505				△2,505
親会社株主に帰属する当期純利益			7,797		7,797				7,797
自己株式の取得				△0	△0				△0
連結範囲の変動			△57		△57		△20	△20	△78
株式給付信託による自己株式の処分				30	30				30
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△7	350	343	343
当期変動額合計	－	－	5,234	29	5,263	△7	330	322	5,586
2026年８月31日　残高	3,202	3,201	34,231	△4,004	36,631	59	638	697	37,329

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	10社
・連結子会社の名称	株式会社ジンズ 株式会社ヤマトテクニカル 睛姿（上海）企業管理有限公司 JINS US Holdings, Inc. JINS Eyewear US, Inc. JINS CAYMAN Limited JINS ASIA HOLDINGS Limited 台灣睛姿股份有限公司 JINS Hong Kong Limited JINS Vietnam Co., Ltd.
・連結の範囲の変更	前連結会計年度において非連結子会社であったJINS Vietnam Co., Ltd.は、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称	株式会社ジンズノーマ JINS Philippines Inc.
・連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、小規模であり合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当する会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・会社等の名称　株式会社ジンズノーマ
JINS Philippines Inc.

・持分法を適用しない理由　持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日	
睛姿(上海)企業管理有限公司	12月31日	(注) 1
JINS US Holdings, Inc.	6月30日	(注) 2
JINS Eyewear US, Inc.	6月30日	(注) 2
JINS CAYMAN Limited	12月31日	(注) 1
JINS ASIA HOLDINGS Limited	12月31日	(注) 1
台灣睛姿股份有限公司	6月30日	(注) 2
JINS Hong Kong Limited	12月31日	(注) 1
JINS Vietnam Co., Ltd.	12月31日	(注) 1

(注) 1．6月30日で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2．連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの	期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産	当社及び連結子会社は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。
但し、工具、器具及び備品等については定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50年
構築物	10年～20年
工具、器具及び備品	2 年～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
但し、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主に５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ロ．商品保証引当金

販売した商品の保証期間に係る交換費用の発生に備えるため、過去の保証交換の実績に基づき、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

ハ．株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

ニ．事業構造改革費用引当金

事業構造改革に伴い発生する費用及び損失に備えるため、発生見込額を計上しております。

ホ．その他の引当金

取締役に対して支給する業績連動報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④　収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業内容は眼鏡小売であり、商品の販売については、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き等を控除した金額で測定しております。他社が運営するポイント制度に基づき商品販売時に顧客に付与するポイント相当額については、取引価格の算定にあたって、第三者のために回収する額と判断し、純額で収益を認識しております。

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ロ．グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2．会計上の見積りに関する注記

（1）繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　1,697百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)及び「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号）に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することが出来る範囲で計上しております。

計上にあたっては、事業計画に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りを行っております。また、課税所得の見込額の算定には事業計画を使用しており、当該事業計画の主要な仮定は売上高成長率であります。売上高成長率は、各店舗における過去実績に基づき、市場環境・業界動向を考慮し、策定しております。

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しております。

（2）固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	国内アイウエア事業	海外アイウエア事業	計
有形固定資産	13,039	2,873	15,912
無形固定資産	409	202	612
減損損失	409	332	741

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各営業店舗等を基本単位とした資産のグルーピングを行い、本社・事務所等については全社資産としてグルーピングしております。

減損の兆候がある店舗については、帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。なお、回収可能価額は、使用価値または正味売却価額のいずれか大きい額により測定しています。正味売却価額については、対象資産の処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断されたものについては、正味売却価額をゼロとして評価しております。使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは各店舗の事業計画を基礎としております。

店舗の将来事業計画の主要な仮定は売上高成長率であります。売上高成長率は、各店舗における過去

実績に基づき、市場環境・業界動向を考慮し、策定しております。

この将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しております。

３．追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、2024年１月12日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性を上げ、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、当社及び当社の子会社の従業員（以下「従業員」といいます。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入し、従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　19,269百万円

(2) 保証債務

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社グループ、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社グループは貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額　227百万円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	23,980,000株	－株	－株	23,980,000株

（2）自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	638,379株	107株	6,622株	631,864株

(注) 1．当連結会計年度末普通株式の自己株式には、株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式291,616株を含めております。
2．普通株式の自己株式の増加107株は、単元未満株式の買取りによるものです。
3．普通株式の自己株式の減少6,622株は、株式給付信託（J-ESOP）による自己株式の処分によるものです。

（3）配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月27日定時株主総会	普通株式	1,394	59.00	2025年8月31日	2025年11月28日
2026年4月10日取締役会	普通株式	1,111	47.00	2026年2月28日	2026年5月11日

(注) 1．2025年11月27日決議の配当金の総額には「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式に対する配当金17百万円が含まれております。
2．2026年４月10日決議の配当金の総額には「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式に対する配当金13百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年11月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,347	57.00	2026年8月31日	2026年11月27日

(注) 2026年11月26日決議予定の配当金の総額には「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式に対する配当金16百万円が含まれております。

6．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については、設備投資計画に照らして必要となる資金を主として自己資本を基本としておりますが、必要に応じて銀行借入及びリース契約により調達しております。

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

店舗等の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、ほぼ２ヶ月以内の支払期日であります。

未払法人税等は主に法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、全て１年以内に納付期日が到来するものであります。

借入金、リース債務及び長期未払金（割賦債務）は、運転資金及び設備投資等に必要な資金調達を目的としたものであります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2026年８月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 投資有価証券			
その他有価証券	65	65	－
② 敷金及び保証金（注）2	5,539	3,761	△1,777
資産計	5,605	3,827	△1,777
③ 長期借入金（注）3	14	14	△0
④ リース債務（注）3	330	289	△41
⑤ 長期未払金（割賦債務）（注）3	8,782	8,357	△424
負債計	9,127	8,661	△466

(注) １．「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金及び未払費用」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

２．連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

３．１年内返済予定の長期借入金、リース債務及び長期未払金（割賦債務）を含んでおります。

４．市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
非上場株式等	899

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	65	－	－	65
資産計	65	－	－	65

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	3,761	－	3,761
資産計	－	3,761	－	3,761
長期借入金	－	14	－	14
リース債務	－	289	－	289
長期未払金（割賦債務）	－	8,357	－	8,357
負債計	－	8,661	－	8,661

(注)　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

敷金及び保証金

一定の期間ごとに分解し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務及び長期未払金（割賦債務）

元利金の合計額を、同様の新規の借入、リース及び割賦取引を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

７．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

８．収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	報告セグメント		
	国内アイウエア事業	海外アイウエア事業	計
売上高			
顧客との契約から生じる収益	84,707	26,512	111,220
外部顧客への売上高	84,707	26,512	111,220

（2）収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（3）当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	927
契約負債（期末残高）	1,151

契約負債は、主に顧客に引渡した時点で収益を認識する眼鏡販売等の契約において、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、927百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは個別の予想契約期間１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な取引はありません。

9．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　1,598円 81銭

（2）１株当たり当期純利益　334円 00銭

（注）「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式を、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

10．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11．その他の注記

（1）当座貸越契約

当社及び一部の子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

①円貨建取引

当座貸越極度額	10,800百万円		
借入実行残高	5,000百万円		
差引未実行残高	5,800百万円		

②外貨建取引

中国元			
当座貸越極度額	2,853百万円	（外貨額	120百万中国元）
借入実行残高	79百万円	（外貨額	3百万中国元）
差引未実行残高	2,774百万円	（外貨額	116百万中国元）
香港ドル			
当座貸越極度額	306百万円	（外貨額	15百万香港ドル）
借入実行残高	122百万円	（外貨額	6百万香港ドル）
差引未実行残高	183百万円	（外貨額	9百万香港ドル）
台湾ドル			
当座貸越極度額	65百万円	（外貨額	13百万台湾ドル）
借入実行残高	－百万円	（外貨額	－百万台湾ドル）
差引未実行残高	65百万円	（外貨額	13百万台湾ドル）

(2) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、2022年８月26日付にて取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

契約の総額	8,000百万円
連結会計年度末借入可能残高	4,000百万円
借入実行金額	－
差引未実行残高	4,000百万円

(3) 財務制限条項

当社は、運転資金及び店舗出店等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行とコミットメント契約を締結しており、これらの契約には下記の財務制限条項が付されております。

2022年８月26日付コミットメントライン契約

契約の総額	8,000百万円
連結会計年度末借入可能残高	4,000百万円
借入実行残高	－
差引未実行残高	4,000百万円

以上の契約にかかる財務制限条項

①契約締結日以降の各決算期末日における連結貸借対照表の純資産の部の合計金額を、契約締結日直前の決算期末日における金額の75％、または直近の決算期末日における金額の75％のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

②契約締結日以降の各決算期末日における連結損益計算書の経常損益の額を２期連続して損失としないこと。

(4) 資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

店舗等の建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に20年と見積り、割引率は主に国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,321百万円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	173百万円
時の経過による調整額	15百万円
資産除去債務の履行等による減少額	△19百万円
期末残高	1,490百万円

(5) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失
店舗等	建物他	日本	409百万円
店舗	建物他	中国	31百万円
店舗	建物他	台湾	20百万円
店舗	建物他	米国	280百万円
合計			741百万円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本単位とした資産のグルーピングを行い、本社・事務所等については全社資産としてグルーピングしております。

減損損失の認識に至った経緯としては、収益性の悪化が見られる店舗等及び退店の意思決定を行った店舗に係る固定資産帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(741百万円)として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額は、使用価値または正味売却価額のいずれか大きい額により測定しております。正味売却価額については、対象資産の処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断されたものについては、正味売却価額をゼロとして評価しております。使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは各店舗の事業計画を基礎としております。

その内訳は以下のとおりであります。

建物及び構築物	529百万円
その他	211百万円
合計	741百万円

計算書類
貸借対照表（2026年８月31日現在）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）
(資産の部)		
流動資産	4,944	5,650
現金及び預金	2,678	2,111
前払費用	353	191
関係会社短期貸付金	2,563	3,552
関係会社未収入金	891	754
その他	441	375
貸倒引当金	△1,983	△1,335
固定資産	15,395	11,666
有形固定資産	292	315
建物	260	276
構築物	1	1
工具、器具及び備品	27	34
建設仮勘定	3	3
無形固定資産	9,678	4,993
ソフトウエア	7,569	1,786
ソフトウエア仮勘定	2,108	3,206
投資その他の資産	5,425	6,356
投資有価証券	383	404
関係会社株式	2,668	2,594
関係会社出資金	663	427
関係会社長期貸付金	692	1,954
繰延税金資産	665	741
敷金及び保証金	250	226
その他	100	6
資産合計	20,340	17,317

科目	当期	前期（ご参考）
(負債の部)		
流動負債	6,645	6,039
未払金	1,418	1,833
未払費用	142	142
未払法人税等	6	－
賞与引当金	35	26
短期借入金	5,000	4,000
その他	42	37
固定負債	2,070	562
株式給付引当金	59	95
その他の引当金	175	233
長期未払金	1,771	196
その他	64	36
負債合計	8,716	6,602
(純資産の部)		
株主資本	11,564	10,647
資本金	3,202	3,202
資本剰余金	3,157	3,157
資本準備金	3,157	3,157
利益剰余金	9,208	8,321
利益準備金	8	8
その他利益剰余金	9,200	8,313
別途積立金	60	60
繰越利益剰余金	9,140	8,253
自己株式	△4,004	△4,033
評価・換算差額等	59	66
その他有価証券評価差額金	59	66
純資産合計	11,624	10,714
負債純資産合計	20,340	17,317

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）
営業収益	10,243	9,413
営業費用	6,356	5,247
営業利益	3,886	4,165
営業外収益	400	238
受取利息	129	190
為替差益	266	43
その他	5	4
営業外費用	729	666
支払利息	69	24
支払手数料	2	3
投資事業組合運用損	5	2
貸倒引当金繰入額	647	633
その他	3	3
経常利益	3,558	3,738
特別利益	－	442
投資有価証券売却益	－	442
特別損失	40	406
固定資産除却損	－	0
投資有価証券評価損	22	405
投資有価証券売却損	17	－
税引前当期純利益	3,517	3,774
法人税、住民税及び事業税	44	55
法人税等調整額	80	2
当期純利益	3,392	3,716

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
2025年９月１日残高	3,202	3,157	3,157	8	60	8,253	8,321
当期変動額							
剰余金の配当						△2,505	△2,505
当期純利益						3,392	3,392
自己株式の取得							
株式給付信託による自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	887	887
2026年８月31日残高	3,202	3,157	3,157	8	60	9,140	9,208

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合　計
	自己株式	株主資本合　計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年９月１日残高	△4,033	10,647	66	66	10,714
当期変動額					
剰余金の配当		△2,505			△2,505
当期純利益		3,392			3,392
自己株式の取得	△0	△0			△0
株式給付信託による自己株式の処分	30	30			30
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△7	△7	△7
当期変動額合計	29	916	△7	△7	909
2026年８月31日残高	△4,004	11,564	59	59	11,624

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　　期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法を採用しております。

（2）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。
但し、工具、器具及び備品等については定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10 ～50年
工具、器具及び備品	3 ～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
但し、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上しております。

④ その他の引当金

取締役に対して支給する業績連動報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は持株会社としてグループ内の事業子会社の統括業務を行っております。子会社からは、主に契約に基づき経営指導料、システム使用料及び不動産賃貸料を収受しており、グループ内の事業子会社の統括業務の提供により履行義務が充足されることから、当該業務の提供に応じて収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年８月12日) に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　665百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類　連結注記表（会計上の見積りに関する注記）（繰延税金資産の回収可能性）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、2024年１月12日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性を上げ、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、当社及び当社の子会社の従業員（以下「従業員」といいます。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入し、従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　269百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権　3,525百万円

② 長期金銭債権　692百万円

③ 短期金銭債務　22百万円

(3) 保証債務

関係会社について、金融機関からの借入及びリース取引等に対して、債務保証を行っております。

睛姿（上海）企業管理有限公司	372百万円
JINS Hong Kong Limited	260百万円
JINS Vietnam Co., Ltd.	51百万円
株式会社ヤマトテクニカル	24百万円
計	708百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	10,243百万円
営業費用	63百万円
営業取引以外の取引	124百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	638,379株	107株	6,622株	631,864株

(注) 1．当事業年度末普通株式の自己株式には、株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式291,616株を含めております。

2．普通株式の自己株式の増加107株は、単元未満株式の買取りによるものです。

3．普通株式の自己株式の減少6,622株は、株式給付信託（J-ESOP）による自己株式の処分によるものです。

7. 税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	622百万円
関係会社株式評価損	2,465百万円
関係会社株式	306百万円
繰越欠損金	304百万円
その他	408百万円
繰延税金資産小計	4,108百万円
評価性引当額	△3,433百万円
繰延税金資産合計	674百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△8百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△8百万円
繰延税金資産の純額	665百万円

（2）法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

（1）子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社ジンズ	（所有）直接 100.00	役員の兼任 資金の援助等	資金の回収（注）1	2,960	－	－
				利息の受取（注）1	9		
				業務受託料等の受取（注）2	6,173	関係会社未収入金	643
子会社	睛姿（上海）企業管理有限公司	（所有）間接 100.00	役員の兼任 資金の援助等	債務保証（注）3	372	－	－
				資金の回収（注）1	143	関係会社長期貸付金	404
				利息の受取（注）1	23		
子会社	JINS Eyewear US, Inc.	（所有）間接 100.00	資金の援助等	資金の貸付（注）1	288	関係会社短期貸付金	1,680
				利息の受取（注）1	82	関係会社長期貸付金	288
				貸倒引当金繰入	642	貸倒引当金	1,614
子会社	JINS Hong Kong Limited	（所有）間接 100.00	債務保証	債務保証（注）3	260	－	－
子会社	JINS Vietnam Co., Ltd.	（所有）直接 100.00	資金の援助等	増資の引受（注）4	236	－	－
				資金の貸付（注）1	353	関係会社短期貸付金	353
				利息の受取（注）1	3		
子会社	JINS CAYMAN Limited	（所有）直接 100.00	資金の援助等	増資の引受（注）5	284	－	－
子会社	株式会社ヤマトテクニカル	（所有）直接 100.00	役員の兼任 資金の援助等	利息の受取（注）1	6	関係会社短期貸付金	530
				貸倒引当金繰入	5	貸倒引当金	369

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．資金の貸付条件については、市場金利などを勘案して決定しております。

2．業務受託料等については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。

3．債務保証は借入、リース取引等について連帯保証を行っているものであります。

4．増資の引受は、JINS Vietnam Co., Ltd.が行った増資を引き受けたものであります。

5．増資の引受は、JINS CAYMAN Limitedが行った増資を引き受けたものであります。

（2）役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	合同会社マーズ (注) 1	（被所有）直接 5.08	事務所等の賃借等	賃借料等の支払 (注) 2	25	敷金及び保証金	8
						前払費用	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．当社役員である田中仁が代表社員を務めております。

2．賃借料等については、近隣の相場を勘案して一般的な取引条件で行っています。

9．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　497円 86銭

（2）1株当たり当期純利益　145円 33銭

（注）「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

11．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(1) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	10,800百万円
借入実行残高	5,000百万円
差引未実行残高	5,800百万円

(2) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、2022年８月26日付にて取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

契約の総額	8,000百万円
当事業年度末借入可能残高	4,000百万円
借入実行残高	－
差引未実行残高	4,000百万円

(3) 財務制限条項

当社は、運転資金及び店舗出店等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行とコミットメント契約を締結しており、これらの契約には下記の財務制限条項が付されております。

2022年８月26日付コミットメントライン契約

契約の総額	8,000百万円
当事業年度末借入可能残高	4,000百万円
借入実行残高	－
差引未実行残高	4,000百万円

以上の契約にかかる財務制限条項

①契約締結日以降の各決算期末日における連結貸借対照表の純資産の部の合計金額を、契約締結日直前の決算期末日における金額の75％、または直近の決算期末日における金額の75％のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

②契約締結日以降の各決算期末日における連結損益計算書の経常損益の額を２期連続して損失としないこと。

連結計算書類に係る会計監査報告謄本

独立監査人の監査報告書

2026年10月27日

株式会社ジンズホールディングス
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　芝山 喜久

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉田 一則

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ジンズホールディングスの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジンズホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告謄本

独立監査人の監査報告書

2026年10月27日

株式会社ジンズホールディングス
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　芝山 喜久

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉田 一則

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ジンズホールディングスの2025年９月１日から2026年８月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年9月1日から2026年8月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行を監査致しました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施致しました。

⑴　監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

⑵　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果
①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月27日

株式会社ジンズホールディングス　監査等委員会

監　査　等　委　員　　有村 正俊
監　査　等　委　員　　大井 哲也
監　査　等　委　員　　太田 諭哉

以　上